

令和6年9月2日（月）

部署名：交流推進部交流推進課（担当者：大江・岡田）

連絡先：087-832-3360（内線 3352）

津田の松原琴林公園松葉等再資源化事業立ち上げ補助金 募集のお知らせ

香川県は、津田の松原琴林公園で発生する松葉等(松の落葉、枯れ枝、球果)を再資源化し、活用を図るべく、事業者が創意工夫を凝らして取り組む設備投資等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

募集期間

令和6年9月2日（月）～9月30日（月） 17：00<期間内必着>

補助対象者

次の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、（4）に該当する者

- （1）県内に本社を有する企業
- （2）県内に主たる事務所を有するその他の法人
- （3）県内に住所を有する個人事業者
- （4）本補助事業に基づく事業について、事業計画期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）において実施する意思のある者（※）

※本補助事業は、松葉等の再資源化に関する事業立ち上げを補助することにより、琴林公園の今後の維持管理費費用を削減することを目的としています。このことから、本補助事業に基づく事業については、中長期的に継続していただく必要があるため、本補助事業終了後、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間を事業計画期間とし、本補助事業に基づく事業を継続実施していただくとともに、毎事業年度終了後 30 日以内に、当該事業年度における事業状況報告書を本県に提出していただきます。

補助率

補助対象経費の10分の10

補助上限額

上限200万円

補助事業

松葉等の再資源化のための設備投資等及び再資源化した松葉等の活用のための設備投資等

補助上限額

対象経費

- ①機械装置等費 ②運搬費 ③設備処分費（上限有）
- ④外注費 ⑤その他事業の実施に付随して必要と認められる経費

★申請の流れについては、裏面をご覧ください★

(1) 申請～交付決定

- ① 申請書は、香川県ホームページからダウンロードしてください。
香川県トップページ → 文化・観光 → 交流推進 → 公園・サンポート
- ② 申請書の作成に当たっては、必ず「公募要領」をご確認ください。
- ③ 申請書は募集期間内に、郵送または持参により提出してください。
- ④ 募集期間終了後に審査を行い、10月頃に審査結果をお知らせします。

募集期間：令和6年9月2日（月）～9月30日（月）17：00＜期間内必着＞

以下の①～⑥は、必ず提出してください。⑦は、該当する場合のみ提出してください。

- | | |
|------------|---------------------------|
| ① 補助金交付申請書 | ④ チェックリスト |
| ② 補助事業計画書 | ⑤ 各経費の確認書類（見積書等） |
| ③ 誓約書 | ⑥ 事業実態の確認書類（公募要領をご参照ください） |

- ⑦ 具体的な取り組み内容を補足する書類

(2) 事業の実施

- ① 採択した事業者には、県から交付決定通知書をお送りします。
- ② 補助事業の着手は、県からの交付決定（10月以降）を受けた後に行ってください。
- ③ 補助事業は、交付決定通知書に記載の補助事業実施期間内に支払いまで完了する必要があります。

(3) 実績報告～補助金支払い

- ① 補助事業完了後30日を経過した日、または令和7年3月24日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- ② 実績報告書の内容確認により、補助金額が交付決定額より減額となる場合があります。

【提出先（問合せ先）】

香川県交流推進課 交流施設活性化グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL：087-832-3359（9時00分～17時00分（土日祝日は対応していません。））